

介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービス単価の見直し及び加算の新設について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に相当するサービス）の単価は、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が定めることとされています。

今般、介護給付において消費税率の引上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業における単価についても、地域支援事業実施要綱において基本単価への上乗せを行うとともに事業所における介護人材の処遇改善を行うための加算を新設するなどの改正が行われることから、本市においても国の同様の見直しを行うこととしましたので、お知らせいたします。

なお、サービスコード等については、準備ができ次第、ホームページにおいて公開します。

- 1 見直しの時期
令和元年10月1日

- 2 サービス単価の見直し

- (1) 第1号訪問事業

| 算定項目 | | 現行単位数 | 改正後の単位数 |
|---------------|-------------------------|------------|------------|
| ア 訪問型サービス費（Ⅰ） | 事業対象者・要支援1・2 （週1回程度） | 1,168 単位/月 | 1,172 単位/月 |
| イ 訪問型サービス費（Ⅱ） | 事業対象者・要支援1・2 （週2回程度） | 2,335 単位/月 | 2,342 単位/月 |
| ウ 訪問型サービス費（Ⅲ） | 要支援2 （週2回を超える程度） | 3,704 単位/月 | 3,715 単位/月 |

- (2) 第1号通所事業

| 算定項目 | | 現行単位数 | 改正後の単位数 |
|----------|------------|------------|------------|
| 通所型サービス費 | 事業対象者・要支援1 | 1,647 単位/月 | 1,655 単位/月 |
| | 要支援2 | 3,377 単位/月 | 3,393 単位/月 |

- (3) 介護予防ケアマネジメント費

| 算定項目 | 現行単位数 | 改正後の単位数 |
|---------------|----------|----------|
| 介護予防ケアマネジメント費 | 430 単位/月 | 431 単位/月 |

- 3 介護職員等特定処遇改善加算の新設

介護職員の確保・定着につなげていくため、現行の加算に加え、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うため、新たに創設された加算であり、取得要件等は要介護1以上の方が利用する介護サービスの取扱いと同様です。

| 算定項目 | | 加算率 |
|---------|------------------|----------------------|
| 第1号訪問事業 | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 所定単位数の 63/1,000 加算/月 |
| | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 所定単位数の 42/1,000 加算/月 |
| 第1号通所事業 | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 所定単位数の 12/1,000 加算/月 |
| | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 所定単位数の 10/1,000 加算/月 |

- 4 介護職員等特定処遇改善計画書の提出について

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、加算を取得する年度の前年度の2月末日（令和元年度にあつては8月末日）までに介護職員等特定処遇改善計画書を指導監査課に提出する必要があります。

※詳細は、ホームページを確認してください。

[ホーム](#) > [事業者向け](#) > [健康・福祉・子育て・学校](#) > [高齢者・介護保険](#) > [申請・届出](#) > [介護サービス事業者向けトップページ](#) > [5体制届・処遇改善加算の届出・特定事業所集中減算の届出・業務管理体制届出](#) > [介護職員等特定処遇改善加算](#)